

後期高齢者医療制度における金融所得の公平な反映

上場株式の配当等の金融所得は、**確定申告の有無によって、窓口負担割合や保険料が変わる**場合があります。特に、**後期高齢者医療制度の窓口負担は所得に応じて1～3割負担**となっており、こうした**不公平の解消**が必要です。



後期高齢者医療制度における金融所得の取扱い（現状）

所得の種類	窓口負担・保険料への反映	同じ所得でも確定申告の有無により 窓口負担割合・保険料が変わる具体例(※)
年金、給与所得、不動産所得など	○	
上場株式の配当等の金融所得	○ (確定申告する場合は市町村が所得把握が可能)	窓口負担割合: 2割 保険料: 年169,978円 (月14,165円)
	× (源泉徴収のみで 確定申告しない 場合は市町村が所得把握が不可能)	窓口負担割合: 1割 保険料: 年118,928円 (月9,911円)

※夫婦ともに後期高齢者で以下の収入の場合
・被保険者本人 年金 230万円、上場株式の配当等の金融所得 50万円
・配偶者 基礎年金 83万円

制度の見直しのポイント

- 後期高齢者医療制度で、確定申告の有無にかかわらず、**窓口負担割合や保険料の判定に金融所得も含めて判定**することで、**不公平を解消**します。(非課税のNISAは対象外です。)
- 対象となる金融所得は、金融機関等が提出する法定調書を活用して把握します。**個人の事務負担等が増えることはありません。**

